

広島県農業協同組合中央会と比治山大学短期大学部との
地産地消推進のための連携協力に関する覚書

広島県農業協同組合中央会（以下、「甲」という。）と比治山大学短期大学部（以下、「乙」という。）は、地域貢献の観点に立って、次のとおり地産地消推進のための教育活動に関する連携協力の覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、乙が行う地産地消推進のための教育活動をする上で、甲が持つ資源（人材、知識、情報、活動の場等）を活用した連携協力を行い、もって地域貢献に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 前条の目的を実現するために、次に掲げる事項について連携協力を行う。

- (1) 甲によるひろしまの農産物、地産地消に関する情報提供
- (2) 甲による生産・流通現場の見学等の受入れ
- (3) 甲による農協等の関係団体との連携方法に関する助言指導
- (4) 甲による生産と消費を結ぶ農産物の活用策に関する助言指導
- (5) 乙による地産地消推進活動計画案の提案
- (6) 甲による地域貢献のための活動計画に関する助言指導
- (7) 甲及び乙（以下「両者」という。）による地産地消推進活動の実現化支援・協働
- (8) その他、両者が地産地消推進のうえで必要と認める事項

（連絡調整）

第3条 前条の連携協力を円滑かつ効果的に進めるために、甲は協同活動推進部長を、乙は総合生活デザイン学科主任を窓口とし、必要な連絡調整を行う。

（報酬等）

第4条 第2条に掲げる連携協力において、甲の行う助言指導については無報酬とする。

（賠償責任）

第5条 第2条の活動中、現地打合せ、現地調査、農業体験等の現場体験、講習会への参加等において、乙の学生の故意又は重大な過失により、甲又は第三者に損害を与えたときは、両者協議の上、乙の責任において解決する。

（守秘義務）

第6条 両者は、第2条に掲げる連携協力により知り得た秘密事項について、正当な理由なく他に漏洩してはならない。

（有効期間）

第7条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに、両者のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第8条 第2条に掲げる連携協力に関する細目その他の事項については、両者協議の上、別に定めるものとする。

（その他）

第9条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書について疑義を生じたときは、両者協議の上、決定するものとする。

本覚書の締結を証するため本書2通を作成し、署名捺印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

付記 本覚書は、平成26年4月1日に比治山大学健康栄養学部管理栄養学科を設置したときは、同学部同学科と甲との間においても有効になるものとする。

平成25年4月18日

甲 住 所 広島市中区大手町四丁目7番3号

団 体 名 広島県農業協同組合中央会

代表職氏名 会長 村上 光雄

乙 住 所 広島市東区牛田新町四丁目1番1号

大 学 名 比治山大学短期大学部

代表職氏名 学長 二宮 皓